

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。
詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

○ 重要なお知らせ

○ <令和8年4月1日施行> 女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正による情報公表等についてのお知らせ

令和7年6月に改正された女性活躍推進法においては、情報公表の項目が拡大され、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となりました（**令和8年4月1日施行**）。

また、令和7年4月1日に施行された改正育児・介護休業法においては、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」の情報公表が義務化されています。

該当する事業主さまにおかれましては、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

【改正女性活躍推進法のポイント】（令和8年4月1日施行分）

①情報公表の必須項目の拡大

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上を公表	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率</u> に加えて、2項目以上を公表
101人以上～ 300人	1項目以上を公表	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率</u> に加えて、1項目以上を公表

※「項目」…「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」

②えるぼし認定基準(1段階目)の見直し

えるぼし認定(1段階目)の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新しい選択肢を示しました。



③えるぼしプラス認定の創設

えるぼし認定(1・2・3段階目)及びプラチナえるぼしについて、女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設しました。



④職場における女性の健康支援

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましいこととされました。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

女性活躍推進法 情報公表について（福島労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/kokin_josei_katuyaku_torikumi_00001.html



女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



男性の育児休業取得率等の公表について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



○ すべての事業主の皆さまへ

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

令和7年6月に改正された労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法においては、カスタマーハラスメント及び求職者等へのハラスメントを防止するための雇用管理上の措置がすべての事業主の皆さまに義務付けられました。

これらの改正法が、今般、令和8年10月1日から施行されることとなり、新しいハラスメント防止指針も、同日から適用されることとなりました。

今後、ホームページや説明会等で、具体的な対応方法に係る資料などをお知らせしていきますので、ご対応をお願い申し上げます。

【ハラスメント防止指針のポイント】（令和8年10月1日施行分）

指針	カスタマーハラスメント	求職者等ハラスメント
定義	職場において行われる ①顧客等の言動であって、 ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、 ③労働者の就業環境が害されるもの	事業主が雇用する労働者による ①「性的な言動」により ②求職者等による求職活動等が阻害されるもの
講ずべき措置	・特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する など	・求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する ・相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する など

詳しくはこちらをご覧ください。

職場におけるハラスメントの防止のために（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



あかるい職場応援団（厚生労働省 HP）

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

○ 労働保険の申請は、カンタン便利な電子申請をご利用ください！

福島労働局では、常時労働保険電子申請体験コーナーを開設しています。

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続きではなく、「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して『いつでも・簡単・便利』に手続きができます。

労働保険電子申請体験コーナーでは、実際の e-gov 電子申請画面を見ながら電子申請手続きを体験できます。

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室(電話 024-536-4607)までご連絡ください。



また、「特設サイト」においても
ご覧いただけます。

(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html



○ STOP！熱中症クールワークキャンペーンふくしま(令和8年5月～9月)展開中！

令和7年の福島県内の職場における熱中症による死傷者数(休業4日以上)は 51 人となり、前年より 32 人(168.4%)増加し、過去最多となりました。

熱中症による労働災害を減少させるために、改正労働安全衛生規則や新たに策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症予防対策が確実に実施されるようあらゆる機会を捉え熱中症予防対策の徹底を図っていくこととしています。

○リーフレットはこちらから

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002639753.pdf>



○チェックリストを活用して熱中症予防対策の取組状況を確認しましょう。

チェックリストはこちらから

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002639753.pdf>



**STOP！熱中症
クールワークキャンペーン
ふくしま**

キャンペーン期間
4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

★熱中症とは…
高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分のバランスが崩れたり体内の調整機能が破綻したりするなどして、発症する障害の総称です。
福島県内では、気温上昇を背景に熱中症による死傷者数が急増しています。
全国では、職場における熱中症により、年間1500人を超える労働者の方々が4日以上仕事を休んでいます。

福島労働局及び各労働基準監督署では、熱中症による労働災害を減少させるために、改正労働安全衛生規則や「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症予防対策が確実に実施されるよう、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンふくしま」を展開し、あらゆる機会を捉え熱中症予防対策の徹底を図っていくこととしています。

熱中症対策の実践手順 職場における熱中症防止のためのガイドライン(概要)

- 1 熱中症リスクの特定**
…熱中症のリスクとなり得る要因を特定する
(例) ・高温・多湿となる場所はないか
・連続した作業をしていないか
・湿気や透湿性の低い衣服等を着用していないか
・身体作業負荷が大きい作業をしていないか
- 2 WGBT値※の把握**
…作業場所のWGBT値を把握する
WGBT指数計を用いて実測する方法が基本ですが、目安として地域を代表する一般的なWGBT値は環境省が運営する熱中症予防情報サイト等によって確認できます
※WGBT値とは…気象庁による熱ストレスの評価を行う暑さ指標のこと
- 3 熱中症リスクの評価**
…作業の内容や作業場所の状況、服装、身体負担等を勘案し、熱中症リスクの大きさを正しく見積もる
同じWGBT値であっても、作業の形態等によって熱中症の発症リスクに差することがあります
- 4 熱中症リスクの低減**
…熱中症リスクの程度に応じて、熱中症を防止するための適切な方法を検討し、対策を講じる
※ 目的的な準備事項は、次頁以降をチェック

厚生労働省 福島労働局 (R8.4)

○熱中症予防対策周知用カードを活用してキャンペーン期間中の取組機運を高めましょう。

周知用カードはこちらから

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002639348.docx>



**STOP！熱中症
クールワークキャンペーン
ふくしま**

実施期間：5月～9月 (重点取組期間：7月)
新たにガイドラインが策定されました

厚生労働省 福島労働局

**STOP！熱中症
クールワーク
キャンペーン
ふくしま**

実施期間：5月～9月
(重点取組期間：7月)

新たにガイドラインが策定されました

★最新情報発信中

福島労働局HP 公式X

○ 高齢労働者の労働災害防止措置が努力義務になりました

高齢者の就労が一層進むと予測される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境を実現するために、労働安全衛生法が改正され、令和8年4月より、高齢労働者に対する労働災害防止措置が事業者の努力義務となりました。

また、具体的な取組事項については、「高齢者の労働災害防止のための指針」が策定されました。

令和7年の福島県内における労働災害(休業4日以上)のうち、60歳以上の労働者が占める割合は34.8%となっており、近年、全体に占める割合が増加傾向にあります。

高齢者が安心して安全に働くことのできる職場環境の実現に取り組みましょう。

高齢労働者の労働災害防止措置が努力義務になりました

令和8年
4月から

近年、労働災害による死者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあります。高齢者の就労が一層進むと予測される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境を実現するために、労働安全衛生法が改正され、令和8年4月から高齢労働者に対する労働災害防止措置が事業者の努力義務となりました。

福島県内の災害発生状況

高齢労働者の労働災害は全体の34.8%

- ◆ 令和7年の休業4日以上労働災害2097件のうち高齢労働者の被災事例は729件。
- ◆ 全体に占める割合は34.8%となり、増加傾向が続いている。

年	60歳以上	60歳以下	60歳以上の割合
H10	325	285	16.1
H15	285	215	11.8
H20	340	215	15.4
H25	425	265	20.5
H30	575	315	28.9
R6	635	375	33.8
R7	729	405	34.8

▽ 業種別 高齢労働者の災害発生件数

業種	H17	H15	H10	R6	R7
製造業	100	120	150	180	200
建設業	80	100	120	150	180
運輸業	60	80	100	120	150
卸売業	40	50	60	80	100
小売業	30	40	50	60	80
飲食業	20	30	40	50	60
サービス業	10	15	20	30	40
その他	5	10	15	20	30

▽ 事故の類型 高齢労働者の災害発生件数

業種	H17	H15	H10	R6	R7
製造業	100	120	150	180	200
建設業	80	100	120	150	180
運輸業	60	80	100	120	150
卸売業	40	50	60	80	100
小売業	30	40	50	60	80
飲食業	20	30	40	50	60
サービス業	10	15	20	30	40
その他	5	10	15	20	30

福島労働局では、労働の労働災害発生件数や様々な情報をHPで公開しています。

福島労働局

令和8年4月から 高齢者の労働災害防止のための指針(概要)

労働安全衛生法の改正により、高齢者の特性に配慮した職場環境の改善や作業の管理を実施することが事業者の努力義務となりました。この指針は、高齢者の労働災害の防止を図るために、事業者が実施に努めなければならない措置について定めたものです。労働者とも協力しながら、高齢者が安心して安全に働くことのできる職場環境の実現に取り組まましょう。

事業者求められる事項

- 安全衛生管理体制の確立等**
 - 経営トップによる方針の表明及び実施体制の明確化
 - 委員会等での調査・審議
 - リスクアセスメントの実施
- 職場環境の改善**
 - 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 高齢者の特性を考慮した作業管理(勤務形態の工夫、作業負担の考慮など)
 - 熱中症対策
 - 加齢により身体の調節機能等が低下することを踏まえた対策の実施
- 健康や体力の状況の把握**
 - 健康診断や体力チェックを継続的に行い、健康や体力の状況を把握すること
 - 健康や体力の状況に関する情報の取り扱い
- 安全衛生教育**
 - 高齢者に対する丁寧な教育
 - 写真や図、映像等の文字以外の情報も活用した教育の実施など
 - 管理監督者や同僚労働者に対する教育
 - 加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育など

労働者と協力して取り組む事項

個々の労働者は加齢による身体機能等の低下が労働災害のリスク増加の原因となり得ることや理解し、労務協力の下で取り組みを高めましょう。

専門機関による支援の活用

高齢労働者の労働災害防止措置を講じるにあたっては、次のような、関係団体等が提供する各種支援対策を無料で活用することができます。

- 中央労働災害防止協会 <中小規模事業場安全衛生サポート事業> 事業場に専門職員を派遣することによる個別相談など
- 福島産業保健総合支援センター/県内各地域産業保健センター 事業場の産業保健スタッフに対する健康管理についての研修など

詳細は各機関のHPをチェック

福島労働局

リーフレットはこちらから

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002639432.pdf>



○ 福島県電気機械器具等製造業及び福島県外衣・シャツ製造業最低工賃が令和8年5月1日より変わりました

福島県の最低工賃は、「電気機械器具等製造業」、「外衣・シャツ製造業」及び「横編ニット製造業」の3業種が定められています。

このうち、「電気機械器具等製造業」、「外衣・シャツ製造業」に従事する家内労働者に適用される最低工賃について、令和8年5月1日に改正発行されました。

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

- 適用される家内労働者
福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に属する家内労働者に適用する家内労働者
- 適用する職種
製造の類内の職種に付与の賃金運賃排歩率表に従う
- 業種別の最低賃金に算入される工賃
次の表の工賃に算入される項目および中欄に示される1種の区分に応じ、右欄に掲げる金額

区分	品名	単位	金額	区分	品名	単位	金額
A	縫製作業	1時間	215円	B	縫製作業	1時間	225円
	縫製作業(縫製)	1時間	195円		縫製作業(縫製)	1時間	205円
	縫製作業(縫製)	1時間	185円		縫製作業(縫製)	1時間	195円
	縫製作業(縫製)	1時間	175円		縫製作業(縫製)	1時間	185円
	縫製作業(縫製)	1時間	165円		縫製作業(縫製)	1時間	175円
	縫製作業(縫製)	1時間	155円		縫製作業(縫製)	1時間	165円
	縫製作業(縫製)	1時間	145円		縫製作業(縫製)	1時間	155円
	縫製作業(縫製)	1時間	135円		縫製作業(縫製)	1時間	145円
	縫製作業(縫製)	1時間	125円		縫製作業(縫製)	1時間	135円
	縫製作業(縫製)	1時間	115円		縫製作業(縫製)	1時間	125円
C	縫製作業	1時間	195円	D	縫製作業	1時間	205円
	縫製作業(縫製)	1時間	185円		縫製作業(縫製)	1時間	195円
	縫製作業(縫製)	1時間	175円		縫製作業(縫製)	1時間	185円
	縫製作業(縫製)	1時間	165円		縫製作業(縫製)	1時間	175円
	縫製作業(縫製)	1時間	155円		縫製作業(縫製)	1時間	165円
	縫製作業(縫製)	1時間	145円		縫製作業(縫製)	1時間	155円
	縫製作業(縫製)	1時間	135円		縫製作業(縫製)	1時間	145円
	縫製作業(縫製)	1時間	125円		縫製作業(縫製)	1時間	135円
	縫製作業(縫製)	1時間	115円		縫製作業(縫製)	1時間	125円
	縫製作業(縫製)	1時間	105円		縫製作業(縫製)	1時間	115円

注(1) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。このほか、本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(2) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(3) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(4) 効力発生の日 令和8年5月1日

注(5) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(6) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(7) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(8) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(9) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

注(10) 本表に算入される工賃は、労働時間外に算入される工賃とは別である。

【電気機械器具等製造業最低工賃】

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002606590.pdf>



【外衣・シャツ製造業最低工賃】

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002606604.pdf>



福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃が下記のとおり改正され、**令和8年5月1日**から福島県全域に適用されます。

対象業種	内容	金額
コネクタ差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう	1端子につき 44銭

(備考) コネクタとは接続端子であり、コネクタ差しは、ケーブル差し又はハワジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

対象業務略図



電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込む

最低工賃についての問合せ、お問い合わせは、以下の問い合わせ先へ。

福島労働局 賃金室
福島市花畑5-46 福島県労働局5階
TEL 024-233-4004

1. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 2. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 3. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004
 4. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 5. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 6. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004
 7. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 8. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 9. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004
 10. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 11. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004 12. 労働局 賃金室 TEL 024-233-4004

○ 中高年層(ミドルシニア)専門窓口をぜひご利用ください！

福島労働局では**中高年層(ミドルシニア)専門窓口**においてチーム支援事業を行っております。

専門窓口については概ね**35歳～59歳**の方がご利用の対象になります。

【専門窓口支援メニュー】

- ・キャリアコンサルティングや求人開拓など、就職から職場定着まで一貫した支援を行います！
- ・応募書類の作成支援や面接指導も行います。
- ・中高年層(ミドルシニア)向けセミナーをご用意しています。
- ・中高年層の方を積極的に採用する「中高年層(ミドルシニア)限定・歓迎求人」もごございます。

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181329_00002.html



【中高年世代特設サイト】

https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/



○ 福島労働局からのご案内（4/28 定例報告会）

○ 令和8年4月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03161.html

雇用失業情勢(令和8年3月分及び令和7年度分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002642336.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002642337.pdf>



○ 報道発表（4/1～4/30）

○ 令和8年4月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00120.html

▶ 4/28

[喜多方市と厚生労働省福島労働局との雇用対策協定の締結について](#)



▶ 4/28

「令和 8 年度新規学卒予定者求人受理説明会」を開催します

▶ 4/28

令和 8 年 3 月新規高等学校卒業者の職業紹介状況(令和 8 年 3 月末現在)

▶ 4/28

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンふくしま」を実施します

▶ 4/28

令和 8 年 3 月分 最近の雇用失業情勢

▶ 4/17

郡山署管内の建設工事現場に表彰状を授与

▶ 4/15

いわき署管内の建設工事現場に表彰状を授与

○ イベント情報 随時更新中 (4/1~4/30)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html



▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山
ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	ハローワーク郡山 マザーズコーナー

○ 新着情報 随時更新中 (4/1~4/30)

▶ 4/10

外国人雇用管理セミナーを開催します(郡山会場)

▶ 4/8

ハローワーク職員(任期付職員)を募集します！

▶ 4/6

障害者雇用促進法経過措置の終了に伴い障害者雇用率が引き上げられます

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03187.html



▶ 4/23

無災害記録を達成したいわき労働基準監督署管内の工事現場に「無災害表彰状」を授与



1 事業場名

福浜大一・荻野特定建設工事共同企業体

2 工事名

第 20-41380-0305 号 河川災害復旧助成工
事(掘削工)

3 工期

令和 3 年 6 月 16 日~令和 8 年 2 月 27 日

働き方改革特設サイトのご案内

「働き方改革」は、日本国内雇用の約 7 割を担う中小企業・小規模事業者において、着実に実施することが必要です。

魅力ある職場とすることで、人手不足の解消にもつながります。

厚生労働省「働き方改革推進支援センター」では、企業の働き方改革を無料でサポートしています。

公式サイトでは、

- 働き方改革の基礎知識
- 助成金情報
- 専門家による無料相談案内
- 企業の成功事例などを掲載しています。

皆さまの経営改善にぜひお役立てください。

【働き方改革特設サイト】

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



NEXT WORK STYLE

働き方改革 広がる



